

岐阜県立森林文化アカデミー学校評価実施規程

(平成31年3月18日制定) (趣旨)

第1条 この規程は、岐阜県立森林文化アカデミー（以下「本学」という。）学則第2条第2項の規定に基づき、学校評価に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、「学校評価」とは、学校教育法第132条の2第1項及び学校教育法施行規則第186条の5に規定する「自己評価」並びに同法第132条の2第2項に規定する「学校関係者評価」をいう。

(自己評価)

第3条 自己評価は、毎年度、当該年度の教育活動その他学校運営の状況について、教職員が自ら評価を行う。(学校関係者評価の実施)

第4条 学校関係者評価を実施するための組織として、学校関係者評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 学校関係者評価は、自己評価の結果及びそれを踏まえた今後の改善方策について、委員会が評価を実施する。

(学校関係者評価委員)

第5条 学校関係者評価委員（以下「委員」という。）は、別表により構成するものとし、委員は学長が選任する。

2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

3 委員に欠員が生じたときは、新たな委員が就任するものとする。この場合、当該委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、学校関係者評価を遂行するうえで知り得た個人情報及び未公表の資料等は、委員任期中及び退任後に、当該目的以外に使用または外部へ漏えいしてはならない。

5 委員には、本学が定める基準により、報償費及び費用弁償を支給する。

(委員会)

第6条 委員会は、委員をもって組織する。

2 委員会の会議は、学長が招集し、事務局は、教務課に設置する。

3 委員会の会議は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。

4 委員会は、必要に応じ関係者の出席を求め、説明及び意見の聴取を行うことができる。

(学校評価の活用)

第7条 教職員は、自己評価及び学校関係者評価の結果を活用し、教育活動及び学校運営等

の質の保証と向上に継続的に努めなければならない。

(学校評価の公表及び報告)

第8条 学長は、自己評価及び学校関係者評価の結果について報告書を作成する。

2 学長は、当該報告書を公表するとともに、本学管理者に報告しなければならない。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、学校評価に関し必要な事項は学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。 附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

別表区分	人数	構成員
教育関係者	1名	農林高等学校校長
関連業界	3名程度	林業関係、林産業関係、建築関係
行政機関	1名	岐阜県林政部
学識経験者	1名	
在校生の保護者	1名	
卒業生（同窓会関係）	1名	